

答申第137号  
(諮問第158号)

## 答 申

### 第1 審査会の結論

大分県警察本部長（以下「県の機関」という。）が令和5年5月24日付けで行った保有個人情報部分開示決定処分（3件）は、いずれも妥当である。

### 第2 審査請求に至る経緯

#### 1 保有個人情報の開示請求

- (1) 審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条第1項の規定により、令和5年5月10日付けで、県の機関に対して、次の内容の保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求1」という。）を行った。

令和〇年〇月〇日に私が私の子供について〇〇署に相談した時の記録

- (2) 審査請求人は、未成年者である子供の〇〇〇〇（審査請求人の長女。以下「長女」という。）の法定代理人として、法第76条第2項の規定により、令和5年5月10日付けで、県の機関に対して、次の内容の保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求2」という。）を行った。

令和〇年〇月〇日に私が私の子供について〇〇署に相談した後に私の子供〇〇〇〇が警察から話を聞かれた時の子供〇〇〇〇に関する記録

- (3) 審査請求人は、未成年者である子供の〇〇〇〇（審査請求人の長男。以下「長男」という。）の法定代理人として、法第76条第2項の規定により、令和5年5月10日付けで、県の機関に対して、次の内容の保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求3」という。）を行った。

令和〇年〇月〇日に私が私の子供について〇〇署に相談した後に私の子供〇〇〇〇が警察から話を聞かれた時の子供〇〇〇〇に関する記録

#### 2 県の機関の決定

- (1) 県の機関は、本件開示請求1に係る保有個人情報が含まれる公文書として、「警察安全相談等受理簿」を特定し、法第78条第1項第2号及び第7号に該当するとして、法第82条第1項の規定により、保有個人情報部分開示決定（令和5年5月24日付け大人少第753号。以下「本件部分開示決定1」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (2) 県の機関は、本件開示請求2に係る保有個人情報が含まれる公文書として、「児童虐待事案報告書」、「少年事案処理簿」及び「児童通告書」を特定し、法第78条第1項第1号、第2号及び第7号に該当するとして、法第82条第1項の規定により、保有個人情報部分開示決定（令和5年5月24日付け大人少第754号。以下「本件部分開示決定2」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 県の機関は、本件開示請求3に係る保有個人情報が含まれる公文書として、「児童

虐待事案報告書」、「少年事案処理簿」及び「児童通告書」を特定し、法第78条第1項第1号、第2号及び第7号に該当するとして、法第82条第1項の規定により、保有個人情報部分開示決定（令和5年5月24日付け大人少第755号。以下「本件部分開示決定3」という。）を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

審査請求人は、本件開示請求1、本件開示請求2及び本件開示請求3（以下「本件各開示請求」という。）に対する本件部分開示決定1、本件部分開示決定2及び本件部分開示決定3（以下「本件各部分開示決定」という。）について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、令和5年6月30日付けで、大分県公安委員会に対して審査請求を行った。

## 第3 審査請求人の主張の要旨

### 1 審査請求の趣旨

本件各部分開示決定の各処分を取り消すとの裁決を求める。

### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張の内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) ほぼ黒塗りで塗りつぶされており、私が知りたい情報が何一つ開示されていない。また、開示された部分も二重線や手書きで誤字脱字の訂正が行われており、記入欄にもミスがあり、事実と異なる内容が記載されている。
- (2) そもそも当たり前の事だが自分や家族の名前、こちら側から提示した情報ならわざわざ情報開示請求を行わなくても既に知っている情報だ。開示された部分が「次頁へ続く」、「前頁の続き」のみでは誰のどんな情報なのか一切分からない。私には個人情報の保護に関する法律76条（開示請求権）の通り情報の開示請求権があり、開示請求した内容も自分と家族に関わる情報である。仮に開示請求を行った警察側の保有個人情報の対象者が未成年の分だったとしても子供達の実母である私は親権者であり法定代理人であるので子供達の情報を知る権利がある。
- (3) 同法80条（裁量的開示）に行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、該当保有個人情報（原文ママ）を開示することができる。と記載されており、黒塗りの情報開示の書面は個人の権利・利益を保護するどころか、子供達の最大の利益である家庭復帰を妨げ、施設内での保護児童に対する虐待行為、児相の監督不行き届きという組織犯罪に対し、訴訟を行う際に必要になる情報が得られず開示請求者とその家族に多大な不利益を被らせている。

## 第4 県の機関の弁明の要旨

県の機関の弁明の内容は、おおむね次のとおりである。

### 1 本件各開示請求に係る保有個人情報の意義・性格等について

#### (1) 児童の安全確保を最優先とした対応の徹底

児童虐待は、主として家庭の中で発生し、加害者となる親権者の庇護なしでは生活できない児童が、自ら助けを求めることは困難であり、虐待環境が日常化し、被害者としての自覚が乏しい等の理由により、児童による自主的な被害申告が望めず、被害

が潜在化しやすく早期発見が極めて困難であるという特徴を有している。

その結果、虐待行為が反復継続して行われる場合が多く、身体だけでなく、情緒や心理行動の発達、対人関係の構築等にも影響を与え、心身に深刻な被害をもたらす可能性が高いという特徴を有していることから、最悪の事態を想定し、児童の安全確保を最優先とした対応の徹底を図ることが求められる。

警察では、警察安全相談、学校や市町村等の関係機関からの情報提供によるほか、各種警察活動を通じて児童虐待事案や配偶者暴力・ストーカー事案等の人身安全関連事案を認知した際には、組織的に対処するため、警察本部人身安全・少年課に速報することとしており、同課においては、警察署に対する指導・助言等の支援を行っている。

虐待を受けたと思われる児童については、児童相談所に対して確実に通告を実施し、児童の安全確保が必要な場合や児童の心身の状況等を把握する必要がある場合は、児童相談所に対して一時保護措置をとるよう求めている。

また、児童通告に至らない場合であっても、将来、虐待に発展するおそれのある事案については、児童相談所に情報提供を実施し、早期介入を求めることで児童虐待事案の未然防止を図っている。

(2) 本件各開示請求に係る保有個人情報が含まれる公文書

本件開示請求1に係る保有個人情報が含まれる公文書として警察が審査請求人から「子供が虐待されているかもしれない」旨の相談を受けた際に作成した「警察安全相談等受理簿」を、本件開示請求2に係る保有個人情報が含まれる公文書として長女に係る児童虐待事案に関して作成した「児童虐待事案報告書」、「少年事案処理簿」及び「児童通告書」を、本件開示請求3に係る保有個人情報が含まれる公文書として長男に係る児童虐待事案に関して作成した「児童虐待事案報告書」、「少年事案処理簿」及び「児童通告書」を、それぞれ特定した。

## 2 本件各開示請求に係る保有個人情報の不開示情報該当性について

(1) 法第78条第1項第1号（本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報）該当性について

ア 本件部分開示決定2及び本件部分開示決定3において、法第78条第1項第1号に該当すると判断して不開示とした情報には、長女及び長男に係る児童虐待に関して警察が把握した内容等が記載されている。

本件部分開示決定2は審査請求人が長女の法定代理人として行った本件開示請求2に対して、本件部分開示決定3は審査請求人が長男の法定代理人として行った本件開示請求3に対して、それぞれ行った決定である。

そして、長女及び長男については、警察が虐待を受けたと思われる児童として児童相談所に通告を行っている。

イ 本件開示請求2及び本件開示請求3のように、親権者である親が法定代理人として未成年者である子供に代わって開示請求を行った場合には、たとえ親子であっても法定代理人（審査請求人）と本人（長女及び長男）の利益が常に一致するとは限らず、法定代理人（審査請求人）に対する開示によって本人（長女及び長男）の利益が害されるおそれがあることを否定できない。

そして、長女及び長男については、警察が虐待を受けたと思われる児童として児童相談所に通告を行っているといった事情の下においては、前記アに掲げる情報を開示することにより、長女及び長男の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあるため、法第78条第1項第1号に該当すると判断し、不開示としたものである。

(2) 法第78条第1項第2号（開示請求者以外の個人に関する情報）該当性について

ア 本件各部分開示決定において、法第78条第1項第2号に該当すると判断して不開示とした情報には、警部補以下の職にある警察職員の氏名及び印影その他の開示請求者以外の個人に関する情報が記載されている。

イ 公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、不開示情報から除外される（法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び大分県個人情報保護法施行条例（令和4年大分県条例第32号。以下「法施行条例」という。）第4条）が、警部以上の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある職員以外のもの（警部補（同相当職を含む。）以下の職員）の氏名は、不開示とされている（大分県情報公開条例（平成12年大分県条例第47号。以下「情報公開条例」という。）第7条第1号ハ、大分県警察本部長が管理する公文書の公開等に関する規程（平成14年大分県警察本部告示第1号。以下「公文書公開等規程」という。）第3条第1項）。

前記アに掲げる情報のうち、警部補以下の職にある警察職員の氏名及び印影については、情報公開条例第7条第1号ハの実施機関が定める警察職員に該当する（公文書公開等規程第3条第1項）ため、法第78条第1項第2号に該当すると判断し、不開示としたものである。

ウ 前記アに掲げる情報のうち、警部補以下の職にある警察職員の氏名及び印影以外のものについては、いずれも開示請求者（代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。）以外の個人に関する情報（本件部分開示決定1にあつては審査請求人以外の個人に関する情報、本件部分開示決定2にあつては長女以外の個人に関する情報、本件部分開示決定3にあつては長男以外の個人に関する情報）が記載されており、特定の個人を識別することができるため、法第78条第1項第2号に該当すると判断し、不開示としたものである。

(3) 法第78条第1項第7号（事務又は事業に関する情報）該当性について

ア 本件各部分開示決定において、法第78条第1項第7号に該当すると判断して不開示とした情報には、長女及び長男に係る児童虐待に関して、警察がとった措置や処理方針、関係者等から聴取した内容などの調査経過等が記載されている。

イ 前記アに掲げる情報のうち、警察がとった措置や処理方針などの情報を開示すると、同種事案の加害者が対抗措置を講ずるための有意な情報を提供することとなり、また、関係者等から聴取した内容などの情報を開示すると、関係者等の警察に対する信頼が失われ、正確な情報を得ることが困難となるなど、今後の被虐待児童の安全確保に係る活動に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当すると判断し、不開示としたものである。

(4) 法第124条第1項（刑の執行等に係る保有個人情報の適用除外）該当性について

ア 本件部分開示決定2及び本件部分開示決定3においては、「児童虐待事案報告書」の「保護者の前科前歴欄」につき、それぞれ法第124条第1項に該当すると判断して適用除外とした。

イ 前記アの「保護者の前科前歴欄」は、司法警察職員が行う処分、刑の執行等に係る保有個人情報を記載する部分であることから、法第124条第1項に該当すると判断し、適用除外としたものである。

(5) 裁量的開示に関する主張について

法第80条は、法第78条第1項各号の不開示情報について、個人の権利利益を保護するため「特に」必要があると認めるときに、行政機関の長等の高度な行政的判断により裁量的開示を認めたものであるが、本件においては、個人の権利利益を保護するた

めの特別の事情は認められない。

## 第5 審査請求人の反論の要旨

県の機関の弁明に対して、審査請求人から反論はなかった。

## 第6 審査会の判断

審査会は、審査請求人及び県の機関双方から提出された書類を踏まえて審議した結果、次のとおり判断した。

### 1 本件各開示請求に係る保有個人情報が含まれる公文書について

#### (1) 児童虐待事案に関して作成する公文書

警察において、児童虐待事案を認知した際には、事案の概要については「児童虐待事案報告書」を、事案の経過や対応状況、児童相談所等から把握した児童に関する情報、指揮事項等については「少年事案処理簿」を、それぞれ作成することとしている。

また、虐待を受けたと思われる児童に係る児童相談所に対する通告については、「児童通告書」又は口頭により実施することとされており、口頭により通告を実施した場合には、「児童通告通知書」を作成することとしている。

#### (2) 本件各開示請求に係る保有個人情報が含まれる公文書の特定

本件開示請求1に係る保有個人情報が含まれるとして特定した公文書は、警察が審査請求人から「子供が虐待されているかもしれない」旨の相談を受けた際に作成した「警察安全相談等受理簿」（以下「本件文書1」という。）である。

本件開示請求2に係る保有個人情報が含まれるとして特定した公文書は、長女に係る児童虐待事案に関して作成した「児童虐待事案報告書」、「少年事案処理簿」及び「児童通告書」（以下「本件文書2」という。）である。

本件開示請求3に係る保有個人情報が含まれるとして特定した公文書は、長男に係る児童虐待事案に関して作成した「児童虐待事案報告書」、「少年事案処理簿」及び「児童通告書」（以下「本件文書3」という。）である。

### 2 本件各開示請求に係る保有個人情報の不開示情報該当性等について

#### (1) 法第78条第1項第1号（本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報）の該当性について

ア 法第78条第1項第1号は、開示請求者（代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報については、不開示とすることを定めたものである。

イ 当審査会が本件文書2及び本件文書3を見分したところ、これらの文書には、警察が長女及び長男に対応した際の長女及び長男の言動等を含め、その様子等の情報が記載されていることが認められた。

ウ 審査請求人は、法第78条第1項第1号の該当性に関して、審査請求書において、「私には個人情報の保護に関する法律76条（開示請求権）の通り情報の開示請求権があり、開示請求した内容も自分と家族に関わる情報である。仮に開示請求を行った警察側の保有個人情報の対象者が未成年の分だったとしても子供達の実母である私は親権者であり法定代理人であるので子供達の情報を知る権利がある。」と主張している。

エ 一方、県の機関は、法第78条第1項第1号の該当性に関して、弁明書において、「本件開示請求2及び本件開示請求3のように、親権者である親が法定代理人とし

て未成年者である子供に代わって開示請求を行った場合には、たとえ親子であっても法定代理人（審査請求人）と本人（長女及び長男）の利益が常に一致するとは限らず、法定代理人（審査請求人）に対する開示によって本人（長女及び長男）の利益が害されるおそれがあることを否定できない。そして、長女及び長男については、警察が虐待を受けたと思われる児童として児童相談所に通告を行っているといった事情の下においては、長女及び長男に係る児童虐待に関して警察が把握した内容等の情報を開示することにより、長女及び長男の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあるため、法第78条第1項第1号に該当する」と主張している。

また、県の機関は、本件文書2及び本件文書3の見分に際し、当審査会の求めに応じて提出した対象公文書ごとの記載内容に関する不開示理由を整理した資料において、法第78条第1項第1号の該当性に関して、「仮に審査請求人が児童虐待に関与していた場合、警察が児童へ対応した際の児童の様子や言動等を含め、児童への対応に関する情報を開示することにより、審査請求人にとって不都合な事実が発覚したと考え、長女及び長男に対する虐待が悪化することが予見される。」と主張している。

オ そこで、法第78条第1項第1号の該当性について検討する。

法に基づく開示請求制度は、本人に対して当該本人に関する保有個人情報を開示するものであり、通例は本人の権利利益を害するおそれはないものと考えられる。

しかし、児童虐待の告発等の児童本人に関する情報を親が法定代理人として開示請求する場合において、開示することで児童虐待の悪化等をもたらすことが予見される場合における当該告発等の情報等、開示が必ずしも本人の利益にならない場合もあり得ることから、そのような場合に当たる情報は、不開示情報とされている。

本件文書2及び本件文書3には、警察が長女及び長男に対応した際の長女及び長男の言動等を含め、その様子等の情報が記載されているところ、県の機関が主張するように、警察が長女及び長男を虐待を受けたと思われる児童として児童相談所に通告を行っているといった事情の下において、仮に審査請求人が児童虐待に関与していた場合、これらの情報を開示することにより、審査請求人が自身にとって不都合な事実が発覚したと考え、長女及び長男に対する虐待が悪化することが予見され、長女及び長男の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあることから、法第78条第1項第1号に該当すると認められる。

(2) 法第78条第1項第2号（開示請求者以外の個人に関する情報）該当性について

ア 法第78条第1項第2号は、開示請求に係る保有個人情報の中に、開示請求の対象となる保有個人情報に係る本人以外の個人（第三者）に関する情報が含まれている場合において、第三者に関する情報を本人に開示することにより当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがある情報については、不開示とすることを定めたものである。

具体的には、氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものは不開示情報となる。

イ 公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び法施行条例第4条の規定に基づき、不開示情報から除外される。ただし、警部以上の階級にある警察官を

もって充てる職及びこれに相当する職にある職員以外のもの（警部補（同相当職を含む。）以下の職員）の氏名は、不開示とされている（情報公開条例第7条第1号ハ及び公文書公開等規程第3条第1項）。

これは、現場で捜査活動等に従事する警察職員の氏名については、その業務の特殊性から、氏名が開示されることにより、当該職員やその家族に対する報復等の危害が及ぶおそれがあることから、一定範囲の警察職員の氏名について不開示とすることとされたものである。

ウ 当審査会が本件文書1、本件文書2及び本件文書3を見分したところ、これらの文書には、警部補以下の職にある警察職員の氏名及び印影その他の開示請求者以外の個人に関する情報が記載されていることが認められた。

エ 審査請求人は、法第78条第1項第2号の該当性に関して、特に主張していない。

オ 一方、県の機関は、法第78条第1項第2号の該当性に関して、弁明書において、「警部補以下の職にある警察職員の氏名及び印影については、情報公開条例第7条第1号ハの実施機関が定める警察職員に該当する（公文書公開等規程第3条第1項）ため、法第78条第1項第2号に該当すると判断し、不開示としたものである。」また、「警部補以下の職にある警察職員の氏名及び印影以外のものについては、いずれも開示請求者（代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。）以外の個人に関する情報（本件部分開示決定1にあっては審査請求人以外の個人に関する情報、本件部分開示決定2にあっては長女以外の個人に関する情報、本件部分開示決定3にあっては長男以外の個人に関する情報）が記載されており、特定の個人を識別することができるため、法第78条第1項第2号に該当すると判断し、不開示としたものである。」と主張している。

カ そこで、法第78条第1項第2号の該当性について検討する。

県の機関が主張するように、警部補以下の職にある警察職員の氏名及び印影については、情報公開条例第7条第1号ハの実施機関が定める警察職員に該当する（公文書公開等規程第3条第1項）ことから、法第78条第1項第2号に該当すると認められる。

また、警部補以下の職にある警察職員の氏名及び印影以外の情報については、開示請求者（代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。）以外の個人に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができることから、法第78条第1項第2号に該当すると認められる。

(3) 法第78条第1項第7号（事務又は事業に関する情報）の該当性について

ア 法第78条第1項第7号は、国の機関、地方公共団体等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、不開示とすることを定めたものである。

「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」については、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断することとされている。

イ 当審査会が本件文書1、本件文書2及び本件文書3を見分したところ、これらの文書には、長女及び長男に係る児童虐待に関して、警察がとった措置や処理方針、関係者から聴取した内容や警察が長女及び長男に対応した際の長女及び長男の言動等を含め、その様子等の情報が記載されていることが認められた。

ウ 審査請求人は、法第78条第1項第7号の該当性に関して、特に主張していない。

エ 一方、県の機関は、法第78条第1項第7号の該当性に関して、弁明書において、「警察がとった措置や処理方針などの情報を開示すると、同種事案の加害者が対抗措置を講ずるための有意な情報を提供することとなり、また、関係者等から聴取した内容などの情報を開示すると、関係者等の警察に対する信頼が失われ、正確な情報を得ることが困難となるなど、今後の被虐待児童の安全確保に係る活動に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当する」と主張している。

また、県の機関は、本件文書1、本件文書2及び本件文書3の見分に際し、当審査会の求めに応じて提出した対象公文書ごとの記載内容に関する不開示理由を整理した資料において、法第78条第1項第7号の該当性に関して、次のとおり主張している。

(ア) 特定の児童虐待事案につき、警察がいつどのような経緯で事案を把握し、どのような内容を把握し、どのような事案処理を行い、組織的にどのような指揮がなされているか等（特定の被虐待児童の安全確保に係る活動の具体的な手法、技術、体制等に関する情報）を開示することにより、当該活動の詳細はもちろん、同種事案における一般的な活動の手法等が明らかとなり、同種事案の加害者が対抗措置を講ずるための有意な情報を提供することになるなど、今後の被虐待児童の安全確保に係る活動の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(イ) 児童虐待事案に係る事務の性格、目的等の観点から、秘密を厳守することを当然の前提として警察が関係者等から得た情報を開示することにより、警察に対する信頼が失われ、警察に対して情報を寄せることをためらう可能性があり、その結果、警察が正確かつ広範な情報を得ることが困難となり、警察による児童虐待の発見が遅れ、今後の被虐待児童の安全確保に係る活動の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(ウ) 仮に審査請求人が児童虐待に関与していた場合、警察が児童へ対応した際の児童の様子や言動等を含め、児童への対応に関する情報を開示することにより、審査請求人にとって不都合な事実が発覚したと考え、長女及び長男に対する虐待が悪化することが予見され、結果として、今後の被虐待児童の安全確保に係る活動の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

オ そこで、法第78条第1項第7号の該当性について検討する。

本件文書1、本件文書2及び本件文書3には、長女及び長男に係る児童虐待に関して、警察がとった措置や処理方針等の情報が記載されているところ、県の機関は、「（特定の被虐待児童の安全確保に係る活動の具体的な手法、技術、体制等に関する情報）を開示することにより、当該活動の詳細はもちろん、同種事案における一般的な活動の手法等が明らかとなり、同種事案の加害者が対抗措置を講ずるための有意な情報を提供することになる」と主張しているが、本件は保有個人情報開示請求に係る事案であるため、第三者である同種事案の加害者が対抗措置を講ずるための有意な情報を提供するとは言い難い一方、仮に審査請求人が児童虐待に関与していた場合、審査請求人が対抗措置を講ずるための有意な情報を提供することとなり、今後の被虐待児童の安全確保に係る活動の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、本件文書2及び本件文書3には、警察が関係者から聴取した内容等の情報が記載されているところ、県の機関が主張するように、児童虐待事案に係る事務の性格、目的等の観点から、秘密を厳守することを当然の前提として警察が関係者等から得た情報を開示することにより、警察に対する信頼が失われ、警察が正確かつ広範な情報を得ることが困難となり、今後の被虐待児童の安全確保に係る活動の遂

行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

さらに、本件文書2及び本件文書3には、警察が長女及び長男に対応した際の長女及び長男の言動等を含め、その様子等の情報が記載されているところ、県の機関が主張するように、仮に審査請求人が児童虐待に関与していた場合、当該情報を開示することにより、審査請求人にとって不都合な事実が発覚したと考え、長女及び長男に対する虐待が悪化することが予見され、結果として、今後の被虐待児童の安全確保に係る活動の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、法第78条第1項第7号に該当すると認められる。

(4) 法第124条第1項（刑の執行等に係る保有個人情報適用除外）の該当性について

ア 法第124条第1項は、刑事事件に係る裁判、司法警察職員が行う処分、刑の執行等に係る保有個人情報については、開示請求等の規定（法第5章第4節）を適用しないことを定めたものである。

これらの保有個人情報は、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を含んでおり、開示請求等の対象とすると、前科等が明らかになる危険性があるなど、逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置場や監獄に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるため、開示請求等の規定（法第5章第4節）の適用除外とされたものである。

イ 当審査会が本件文書2及び本件文書3を見分したところ、これらの文書には、「保護者の前科前歴欄」があることが認められた。

ウ 審査請求人は、法第124条第1項の該当性に関して、特に主張していない。

エ 一方、県の機関は、法第124条第1項の該当性に関して、弁明書において、「『保護者の前科前歴欄』は、司法警察職員が行う処分、刑の執行等に係る保有個人情報を記載する部分であることから、法第124条第1項に該当すると判断し、適用除外としたものである。」と主張している。

オ そこで、法第124条第1項の該当性について検討すると、県の機関が主張するように、「保護者の前科前歴欄」は、司法警察職員が行う処分、刑の執行等に係る保有個人情報を記載する部分であることから、法第124条第1項に該当すると認められる。

(5) 法第80条の規定による裁量的開示の必要性について

ア 審査請求人は、法第80条の規定による裁量的開示の必要性に関して、審査請求書において、「同法80条(裁量的開示)に行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、該当保有個人情報を開示することができる。」と記載されており、黒塗りの情報開示の書面は個人の権利・利益を保護するどころか、子供達の最大の利益である家庭復帰を妨げ、施設内での保護児童に対する虐待行為、児相の監督不行き届きという組織犯罪に対し、訴訟を行う際に必要になる情報が得られず開示請求者とその家族に多大な不利益を被らせている。」と主張している。

イ 一方、県の機関は 法第80条の規定による裁量的開示の必要性に関して、弁明書において、「法第80条は、法第78条第1項各号の不開示情報について、個人の権利利益を保護するため『特に』必要があると認めるときに、行政機関の長等の高度な行政的判断により裁量的開示を認めたものであるが、本件においては、個人の権利利益を保護するための特別の事情は認められない。」と主張している。

ウ そこで、法第80条の規定による裁量的開示の必要性について検討する。

法第78条の不開示情報該当性を判断する際には、当該開示請求を拒否することに

より保護される利益と開示することにより得られる利益とを比較衡量することになるところ、法第80条の規定による裁量的開示は、行政機関等として不開示情報に該当すると総合的に判断した場合であっても、このような比較衡量の結果、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認める場合に、行政的判断により、開示するものである。

審査請求人は、施設内での児童虐待を疑っており、家庭復帰という子供の権利利益を保護するために裁量的開示が必要である旨主張しているが、当審査会が本件文書1、本件文書2及び本件文書3を見分したところ、不開示とすることにより保護される長女及び長男の利益よりも開示により得られる長女及び長男の利益が上回るといえる事実は見当たらないため、審査請求人が主張する法第80条の規定による裁量的開示を行う必要性は認められない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をするが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 結論

以上のことから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和5年9月21日	諮 問
令和5年9月27日	事案審議（令和5年度第6回審査会）
令和5年10月25日	事案審議（令和5年度第7回審査会）
令和5年11月29日	事案審議（令和5年度第8回審査会）
令和6年1月31日	事案審議（令和5年度第9回審査会）
令和6年5月29日	事案審議（令和6年度第2回審査会）
令和6年6月26日	答申決定（令和6年度第3回審査会）

### 大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び指定委員

氏 名	職 業	備 考
生 野 裕 一	弁護士	会 長
渡 邊 博 子	大分大学経済学部教授	
大 塚 浩	大分県商工会議所連合会専務理事	
松 尾 和 行	元大分合同新聞社編集局長	
梶 原 百合子	大分県地域婦人団体連合会理事	
三 島 麻 衣	三愛総合健診センター長	
加 納 雅 子	元大分市立鴛野小学校長	
品 川 佳 満	大分県立看護科学大学看護学部准教授	
帆 秋 勢津子	元大分市大南支所窓口担当班 参事補兼グループリーダー	